

3. 公共事業労務費調査の概要について

(1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省（旧運輸省及び建設省）では、公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2) 調査方法

調査対象工事

農林水産省及び国土交通省等所管の直轄・補助事業等のうち、平成12年10月（以下「調査月」という）に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、11,744件。地方別の有効工事件数を表-3に示す。

調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する50職種の建設労働者。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者（元請会社及び協力会社）が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で112,374人。地方別の有効標本数を表-3に示す。

設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内8時間当たり、都道府県別・職種別に集計。集計結果をもとに、単価を決定。

その他

平成12年10月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名（元請）を各地方連絡協議会事務局（国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等）で閲覧することが可能。

表-3 有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数 (件)	有効標本数 (人)
北海道	1,071	11,389
東北	1,551	14,501
関東	2,125	21,804
北陸	842	9,050
中部	1,365	12,839
近畿	1,438	12,433
中国	1,037	9,095
四国	709	6,361
九州	1,341	11,691
沖縄	265	3,211
全国計	11,744	112,374

4. その他

公共事業労務費調査は労働基準法において調製・保存が義務付けられている賃金台帳に基づいて調査を実施しています。

今後とも賃金台帳の適切な整備及び調査へのご理解、ご協力をお願いいたします。